(二)　法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
加藤　義隆	加藤義隆後援会	二八、三、三一
佐藤　正夫	佐藤正夫政策研究会	二七、一二、三一
庄野　壽	冬木政治クラブ	二八、六、一

○法務省告示第三百六十号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ及びロの規定に基づき、平成二十六年法務省告示第五百七十八号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月三十一日　法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） ［一～三　略］ 四　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十四条の四第一項 ［五］ ［略］ 六　［略］ 七　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第四項又は第七項 八　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下「地域産業集積形成法改正法」という。）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十四条第三項又は第十六条第三項（地域産業集積形成法改正法附則第三条第一項の規定に基づきなお従前の例により承認を受け、若しくは同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に係る承認又は同法附則第四条第一項の規定に基づきなお従前の例により承認を受け、若しくは同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた事業高度化計画に係る承認に係るものに限る。） 九　［略］ 十　［略］ 十一　［略］ 十二　［略］ 十三　［略］	**別表第一**（第一条関係） ［一～三　同上］ ［号を加える。］ ［四］ ［同上］ 五　［同上］ 六　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十四条第三項又は第十六条第三項 ［号を加える。］
別表第二（第一条関係） ［1・2　略］ 3　文部科学省関係 ［一～十三　略］ ［号を削る。］ 十四　［略］ 十五　［略］ ［号を削る。］ 十六　［略］ 十七　［略］ 十八　［略］ 十九　［略］ 二十　［略］ 二十一　［略］ ［号を削る。］ 二十二　［略］ 二十三　［略］ 二十四　［略］ 二十五　［略］ 二十六　［略］ 二十七　［略］ ［号を削る。］ 二十八　［略］ 二十九　［略］ 三十　［略］ 三十一　［略］	**別表第二**（第一条関係） ［1・2　同上］ 3　文部科学省関係 ［一～十三　同上］ 十四　未来社会実現のためのＩＣＴ基盤技術の研究開発 十五　［同上］ 十六　［同上］ 十七　数学・数理科学と諸科学・産業との協働によるイノベーション創出のための研究促進プログラム 十八　［同上］ 十九　［同上］ 二十　［同上］ 二十一　［同上］ 二十二　［同上］ 二十三　［同上］ 二十四　大学発グリーンイノベーション創出事業 二十五　［同上］ 二十六　［同上］ 二十七　［同上］ 二十八　［同上］ 二十九　［同上］ 三十　［同上］ 三十一　途上国におけるイノベーションを促進する国際協力の戦略的推進 三十二　［同上］ 三十三　［同上］ 三十四　［同上］ 三十五　［同上］